

審査の総括

本年4月に当審議会の答申を踏まえて制定・告示された207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成22年総務省告示第173号。以下「開設指針」という。）においては、207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）の認定は、電波法第27条の13第4項各号に規定する要件（同項第1号については、開設指針第1項から第4項まで、第5項第2号、同項第3号(一)から(四)まで及び別表第二に規定する要件に限る。以下「認定要件」という。）を満たしているか否かの審査（以下「要件審査」という。）を行い、認定要件を満たしている申請の数が1の場合は当該申請に対してするものとし、2以上の場合はそれぞれの申請について開設指針別表第三の基準（以下「比較審査基準」という。）により比較審査を行い、当該申請のうち比較審査基準への適合の度合いが最も高い1の申請に対してするものとされている。

開設計画の認定に係る審査を行うに当たり、開設指針を変更すべき特段の事情は認められなかったことから、同指針に基づき審査を行った。

両申請者の開設計画について要件審査を行った結果、いずれも認定要件を満たしているものと認められた。（要件審査の結果については、別添1-A及び別添1-Bのとおり。）

次に、比較審査基準により比較審査を行ったところ、株式会社マルチメディア放送はメディアフロージャパン企画株式会社に比して、

- ・委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する計画の内容がより充実していること（開設指針別表第三第一項第三号）について優位、
- ・開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力がより充実していること（同項第四号(一)）についてやや優位、
- ・当該特定基地局の運用による受託国内放送を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎がより充実していること（同号(二)）について優位であり、

メディアフロージャパン企画株式会社は株式会社マルチメディア放送に比して、

- ・電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力がより充実していること（同号(三)）についてやや優位である

と認められた。（比較審査の結果については、別添2のとおり。）

したがって、株式会社マルチメディア放送からの申請の方が、比較審査基準への適合の度合いが高いと認められたため、本答申を行うものである。